

# 消防行政の概要

I. 消防の組織

II. 消防活動の概要

III. 消防職員の勤務条件等

# I 消防の組織

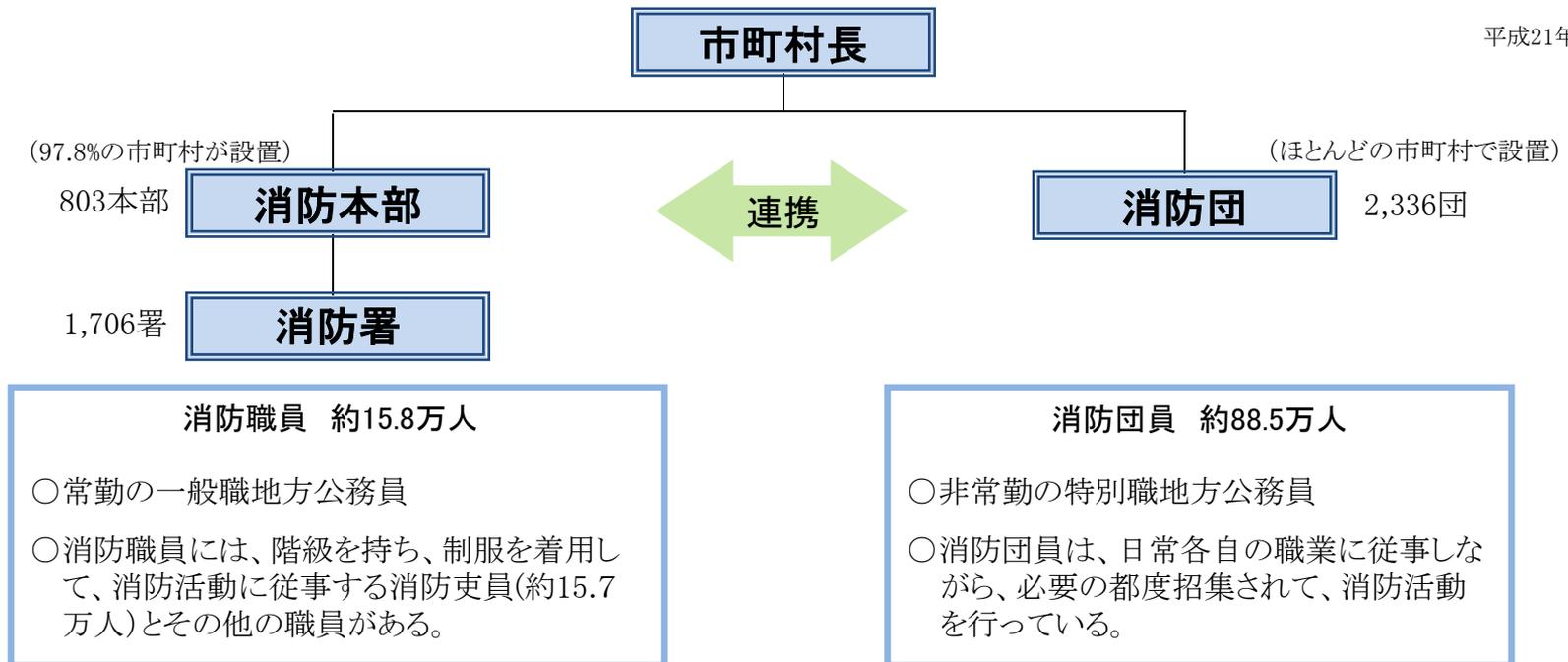
## 1 市町村消防の原則

- 市町村は、その区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。(消防組織法第6条)
  - ・ 都道府県の役割: 市町村との連絡調整や、消防職団員への教育訓練などを行う。
  - ・ 消防庁の役割: 消防制度の企画立案や、緊急消防援助隊など消防に関して広域的に対応する必要のある事務などを行う。

## 2 市町村の消防機関

- 市町村は消防本部、消防署及び消防団の全部又は一部を設けなければならない。(消防組織法第9条)
- 消防団は、消防本部・消防署から独立した組織であり、両者は連携して活動している。消防活動の現場等において消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する。

平成21年4月1日現在



## II 消防活動の概要

### 1 消防行政の目的

火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること。(消防法第1条)

### 2 消防の主な業務

- 消火
- 火災予防
- 救急
- 防災 (注1)
- 救助
- 国民保護 (注2) など

【参考】消防職員 of 主な出動状況 (平成20年中)

区分	回数	延人数
火災	60,343	1,042,512
救急	5,100,779	15,435,572
救助	80,151	948,179
予防査察	762,465	1,814,726
風水害等の災害	7,121	36,684

(注1) 消防が行う防災業務 : 災害応急対策など

(注2) 消防が行う国民保護業務 : 武力攻撃事態等における住民の避難誘導など

### 3 消防吏員に認められる主な権限

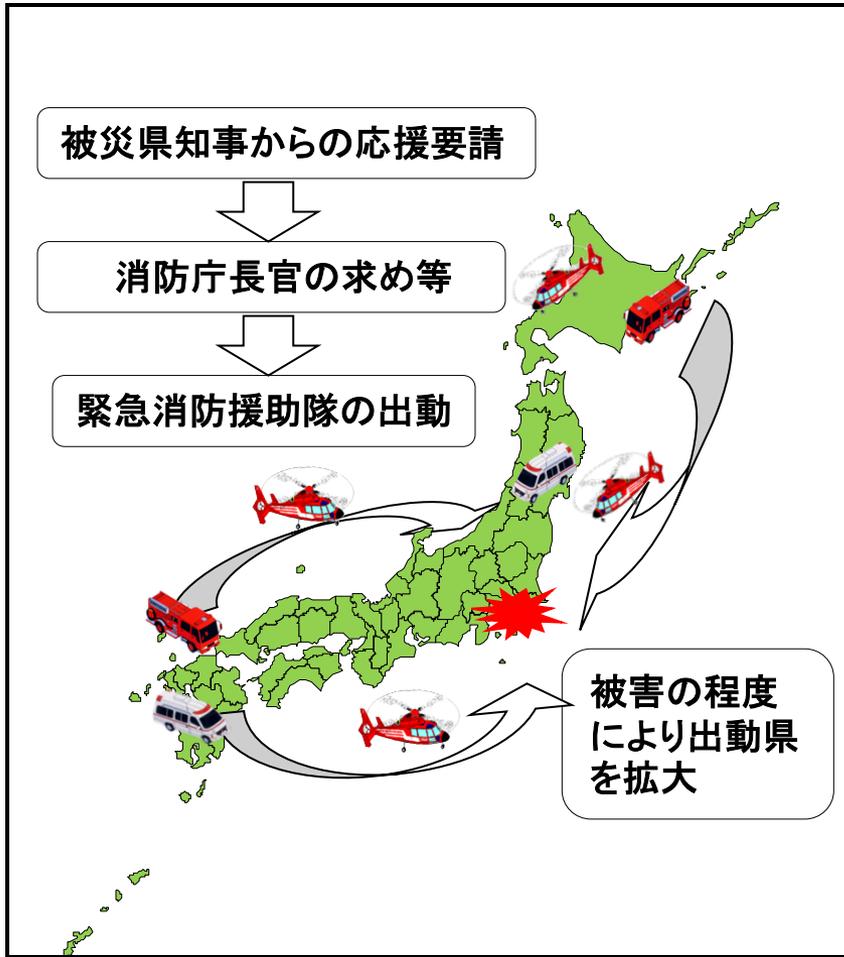
消防吏員には、火災の予防や消火活動のために必要となる場合に、以下のような権限が与えられている。

- 火災予防や消防活動上の措置命令
- 消防車の優先的な道路通行権
- 特定区域の関係者以外の立ち入り制限
- 他人の家屋や土地への立ち入り
- 緊急措置としての近隣建物の破壊
- 一般人に対する協力命令権 など

## 【参考1】 その他国内外の大災害時における活動

### (1) 緊急消防援助隊

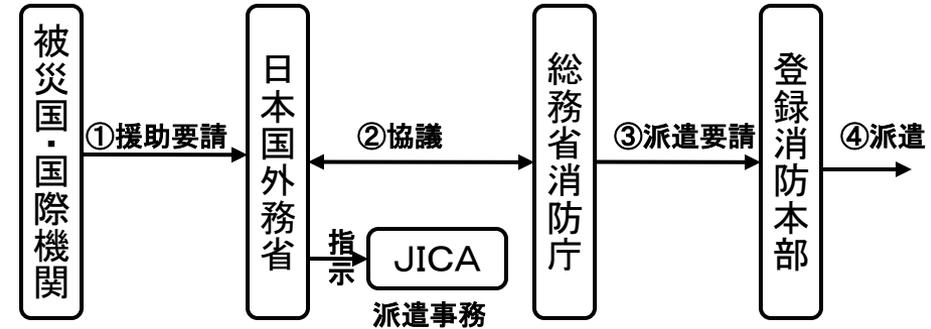
- 国内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官の求め、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行う。
- 平成21年4月現在約4,165隊が登録されている。



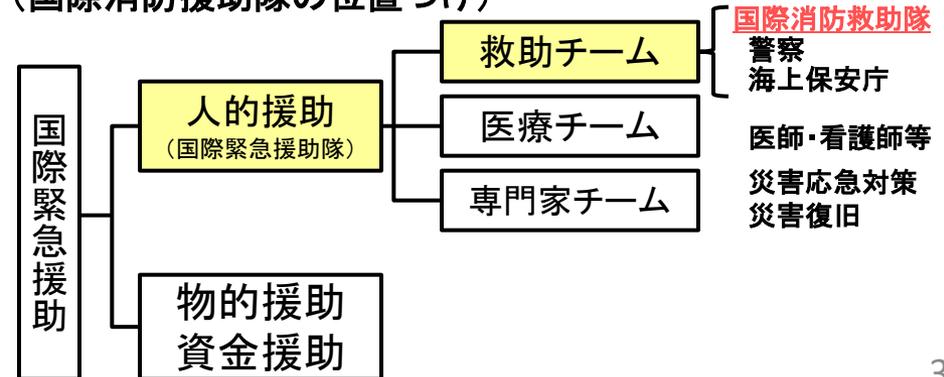
### (2) 国際消防救助隊

- 海外における大規模災害の発生に際し、被災国又は国際機関からの援助要請に基づき、国際緊急援助隊の救助チームの一員として、警察や海上保安庁と共同で救助活動を実施。
- 平成21年4月現在62消防本部599人が登録されている。
- 平成21年10月には、インドネシア・スマトラ島西部へ派遣。

#### (要請から派遣までの流れ)



#### (国際消防援助隊の位置づけ)



## 【参考2】 消防業務の主な沿革

戦前	警察の一部門として消防活動を実施	
昭和23. 3. 7	(消防組織法制定) 市町村消防が発足	警防
昭和23. 8. 1	(消防法制定) 警 防 +	予防
昭和37. 7. 10	(災対法制定) 警 防 + 予 防	防災
昭和39. 4. 10	(消防法改正) 警防 防災 予防 +	救急
平成7. 10. 27	緊急消防援助隊創設	
平成16. 6. 1	(消防組織法改正) 緊急消防援助隊の法制化	
平成16. 9. 17	(国民保護法制定) 警防 救急 予防 防災 +	国民保護
昭和23年	福井地震	(死者3,769名)
昭和34年	伊勢湾台風	(死者4,697名)
昭和39年	新潟地震	(死者26名)
昭和57年	ホテル・ニューグランド火災	(死者33名)
平成 5年	北海道南西沖地震	(死者202名)
平成 7年	阪神・淡路大震災 地下鉄サリン事件	(死者6,434名) (死者12名)
平成13年	新宿歌舞伎町ビル火災	(死者44名)
平成16年	新潟県中越地震	(死者68名)
平成17年	尼崎列車事故	(死者107名)
平成19年	新潟県中越沖地震	(死者15名)
平成20年	岩手・宮城内陸地震	(死者13名)
平成21年	中国・九州北部豪雨	(死者31名)

### Ⅲ 消防職員の勤務条件等

#### 1 勤務条件

消防職員は、一般職の地方公務員であるため、給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法に基づき、市町村の条例で定める。

#### ◎消防職員の勤務条件の特色(他の一般職の地方公務員と異なる主な点)

- 給料 その職務の危険度や特殊性に鑑みて、約4割の消防吏員に国の公安職俸給表(一)に準じた特別の給料表が適用されている。
- 手当 職務の特性に応じて、火災や救急の際の出動手当など、特有のものがある。
- 勤務時間 24時間体制で消防活動を行うため、予防業務等を行う毎日勤務の職員と、消火や救急業務等を行う交替制勤務の職員に大別される。

※交替制勤務：当番日（勤務時間と休憩時間を合わせて24時間）と非番日等を繰り返して勤務を行う。

#### 2 その他(他の一般職の地方公務員と異なる主な点)

- 任命 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て、消防長が任命する。  
※ 消防長は、任命権者として、消防職員の任命（採用、昇任、降任及び転任のほか、消防吏員の進級も含む。）、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する。
- 階級 消防吏員の階級等に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。
- 公務災害補償 消防吏員が、火災の鎮圧等の職務に従事して公務上の災害を受けた場合には、特例の加算が受けられる。
- 消防職員委員会 消防職員から提出された意見を審議し、消防長に意見を述べる制度。（説明資料2参照）

消防吏員と警察官の階級

消防吏員	警察官
消防総監	警視総監
消防司監	警視監
消防正監	警視長
消防監	警視正
消防司令長	警視
消防司令	警部
消防司令補	警部補
消防士長	巡查部長
消防副士長	巡查長
消防士	巡查